

八尾市使用料・手数料等の 見直しに関する基本方針

平成 28 年 11 月

八 尾 市

目 次

はじめに	1
1. 見直しの目的	1
2. 使用料・手数料等設定の基本的な考え方	2
3. 見直しの対象となる使用料・手数料等について	3
4. 本方針による見直しの対象外について	3
5. 駐車場にかかる使用料	3
6. 設定料金の調整	3
7. 具体的な見直し手順	4
(1) 施設利用に係る全体経費に基づく料金算定	4
(2) 利用者と市との負担割合	4
(3) 市民負担の急激な上昇を防ぐための方策	6
(4) 使用料算定に係る他の調整項目	6

はじめに

本市では、これまで社会情勢の変化等にともない、厳しい財政状況における行財政運営を余儀なくされ、それぞれの時代に見合った行財政改革に取り組んできました。平成12年には「八尾市行政改革大綱」を策定し、行財政改革を「歳出の削減のみを求める活動ではなく、目指す行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政の仕組み”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動である。」と位置づけています。その後、平成18年に「八尾市行政改革大綱」を再編し、具体的な取り組みを明らかにするため、平成20年に「八尾市行財政改革プログラム」を、平成23年に「第2期八尾市行財政改革プログラム」を策定し、積極的に取り組み、一定の効果をあげてきました。

中でも、行政改革大綱において重点項目として掲げられている、「受益と負担の公正性確保」については、毎年度の予算編成過程において個別にチェックし、その適正性と公平性を確認してきています。しかしながら、コミュニティ施設、環境衛生施設、社会福祉施設、教育文化施設等のさまざまな公共施設の使用料や、各種の証明・許可等の手数料等については、市民ニーズや民間サービス供給状況等の変化や、サービス提供手法の多様化などの環境変化に合わせて、サービス提供に係る経費等の変化も生じてきております。このため、改めて、平成27年6月に策定した『八尾市行財政改革指針』や、『平成28年度市政運営方針』において、再度コスト計算を行い適正な料金設定となるよう見直しを図ることとしており、検討を重ねてきた結果、今般、本方針を策定することとしました。

1. 見直しの目的

本市では、住民福祉の向上をめざし、様々な目的に合わせた公の施設を設置し、市民等の利用に供しており、「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から使用料を徴収しています。

また、住民票や納税証明等の各種諸証明発行事務などのように、特定の方のために行う事務について、その要する経費に充てるための手数料を徴収しています。

これらの「使用料」及び「手数料」については、サービスを提供するうえで必要となる事務等に係る経費として、施設整備に係る事業費、人件費や光熱水費、修繕料等の維持管理経費が必要となり、これらの経費に充てるため、地方自治法に次のとおり定められています。

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

※「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から料金を徴収するもので、道路・河川占用料、市営住宅使用料、文化会館・体育施設等使用料等があります。

※公の施設には、地方公営企業の適用を受ける水道等の事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料です。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

※「特定の者のためにする」事務に要する経費に充てるために徴収する料金で、戸籍謄本交付手数料、住民票の写し交付手数料、各種証明手数料等があります。

使用料・手数料等は、施設の利用や各種諸証明発行などの行政サービスを利用者等である特定の人を受けることから、その受益の範囲内で対価として徴収するものです。もし、これらの特定の人を受けるサービスについて、その経費を全て公費で賄うとした場合、当該サービスを利用する人とならない人との間に不公平が生じ、負担の公平性の問題が生じると考えられています。したがって、その施設利用に係る経費は、利用者が負担する使用料により、また証明書等を必要とする方のために必要な事務経費は手数料により賄うことが望ましいものと考えられます。

一方で、これらのサービスの提供目的から考えれば、市の関与の必要性も考慮に入れる必要があります。その範囲・程度等により、受益に見合った応分の負担を検討する必要があります。

今回、本方針により市の考え方を改めて整理し、使用料及び手数料等に係る全体経費の再点検を実施し、より適正な料金設定となるよう見直しを行います。

2. 使用料・手数料等設定の基本的な考え方

行政サービスに対する負担の適正化をめざす上では、可能な限り、利用者を含めた市民全体にご理解をいただく料金設定とする必要があります。そのためには、施設利用や役務の提供に対して、実際にどれだけの経費がかかっているのかを算定した上で、そのサービスの性質により、利用者の負担と公費による負担との比率を設定し、料金を設定することが必要です。

具体的には、以下の基本的な考え方及び手順に基づき料金を算定し、改定を行うこととします。

(1) 各種サービスに係る全体経費の算定

利用者に応分の負担を求めるためには、より市民に理解されやすいものとする必要があることから、使用料・手数料等の積算根拠を整理し、施設利用や役務の提供に係る全体経費の算定を行います。

(2) 利用者と市との負担割合の設定

①使用料

公の施設については、住民福祉の向上を目的として設置しているため、全体経費から施設の性質に応じた市の負担割合を設定します。

②手数料

特定の人のために行う事務であるため、その経費に対し利用者負担の割合は原則100%とします。

(3) 市民負担の急激な上昇を防ぐための方策

見直しにより、利用者負担の急激な増大については、その負担の緩和を図る必要があることから、改定する金額については上限を設定する等の一定の配慮をします。

(4) 消費税の取り扱い

使用料については現行の内税方式から外税方式へと変更します。

(5) 今後の見直しについて

使用料・手数料等については、経済状況、社会動向、行政サービス内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、概ね5年毎に定期的な見直しを行います。

また、定期的な見直し以外にも、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

3. 見直しの対象となる使用料・手数料等について

今回見直しの対象とする使用料・手数料等の範囲については、これまで使用料を設定していなかった施設、手数料等を徴収していないサービス等についても、設定当初からの環境の変化等を勘案し改めて、負担の適正化や公平性の観点から、本方針に基づいて徴収の可否を検討します。

4. 本方針による見直しの対象外について

次の使用料・手数料等については、本方針による見直しの対象外とします。

- (1) 法令等により算定方法が定められているもの及び国・府の機関が算定している経費等をもとに定めているもの

【例】社会福祉施設及び児童福祉施設利用者負担金、戸籍関係手数料等

- (2) 行政財産の目的外使用料など公有財産及び物品条例等をもとに定めているもの

【例】庁舎諸施設等使用料、道路・河川・公園占用料、土地建物貸付収入等

- (3) 企業会計において算定しているもの

【例】水道料金、下水道使用料等

- (4) 経済的な配慮が必要であり、個別に検討を要するもの

【例】塵芥処理手数料、し尿汲取手数料、共同浴場入浴料金等

5. 駐車場にかかる使用料

本市の公共施設には有料と無料の駐車場が混在しています。その中には類似した目的の施設でありながら有料と無料の施設があり、負担の適正化や公平性の観点からは、課題もあります。したがって、今回の見直しにおいては、公共施設の設置目的、駐車場の利用状況、施設の立地条件、有料化した場合の費用対効果等を改めて検証し、現在無料となっている施設については、以下のとおりとします。

- (1) 今後も無料を継続する施設

社会福祉施設及び児童福祉施設、学校教育施設、コミュニティ施設（図書館との複合施設は有料）、青少年会館、斎場

- (2) 引き続き検討を要する施設

(1) 以外の施設については、上記の観点から引き続き検討することとします。

6. 設定料金の調整

今回の本方針では、使用料・手数料等の設定の根拠として、施設利用・役務の提供に係る全体経費を算定し、後述の具体的な見直し手順により料金算定を行うこととします。

なお、算定された料金については、住民の利便性及び窓口での料金取扱事務の効率性等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できるものとします。

7. 具体的な見直し手順

(1) 施設利用に係る全体経費に基づく料金算定

①貸切で利用する施設の使用料算定方法 【例】会議室・練習室・球場など

ア) 次の算定方法により単価を算定します。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたり単価} = \frac{\text{施設に係る全体経費}}{\text{施設面積}} \div \frac{\text{年間使用時間}}$$

イ) ア) で算定した単価を基に次の算定方法により使用料を算定します。

$$\text{使用料} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたり単価} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

②多数の個人が同時に利用する施設の使用料算定方法 【例】プールなど

ウ) 次の算定方法により使用料を算定します。

$$\text{使用料} = \frac{\text{施設に係る全体経費}}{\text{施設利用予定者数}}$$

③役務の提供に係る手数料の算定方法

ア) 手数料は、本来業務から特定の者の利益のために行う事務に係る経費であることから、その負担率は原則 100%として算定します。

$$\text{手数料} = \text{全体経費}$$

イ) 原価の算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費等を処理件数で除したものを加え、1件当たりのコストを算定します。

【使用料及び手数料の算定に係る全体経費の費用項目】

〔維持管理経費〕

人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費
物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
維持補修費	修繕料、補修工事費など施設の維持補修に係る経費
補助費等	火災保険料など施設の維持管理や運営に係る経費

〔建設改良費〕

施設整備費	減価償却費
-------	-------

④その他

前記の方法による算定を行うことが適当でない場合は、負担の適正化や公平性の観点から他の適切な方法により、使用料・手数料等の算定を行うものとします。

(2) 利用者と市との負担割合

市の施設は、道路、公園、コミュニティ施設、学校教育施設等のように、市民の日常生活に必要であり、かつ市場原理のみに任せては提供されにくい施設や、体育・文化施設等のように特定の市民が利益を受ける施設、駐車場などのように民間においても類似の施設が提供される施設など、多岐にわたっています。

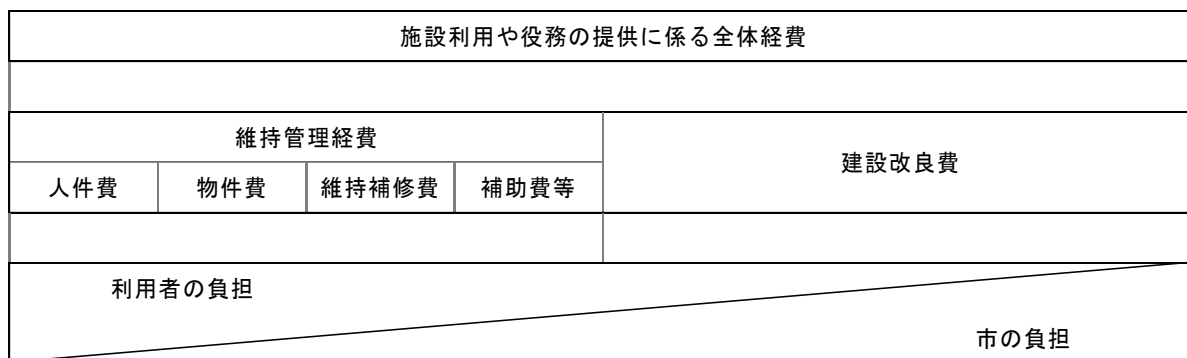
いずれの施設についても行政関与の必要性があるため、受益者負担の原則を一律に適用し、施設に係る全体経費の全額をその使用料だけで賄う形で料金を設定することが必ずし

も合理的・適切であるとは言えません。

その使用に係る対価を適正なものとするためには、個別に受ける便益の範囲や程度、公的関与の度合い等を総合的に考慮した上で、料金に反映する必要があります。

このため、それぞれの施設を公的関与の度合いおよび収益性を基に区分し、その区分ごとに対する利用者と市の負担割合を設定することとします。

【図1】全体経費と負担割合の相関図



市の負担割合

提供されるサービスについて、まず市場性に関する基準に照らしⅠからⅢに区分します。

さらに、公共性に関する基準に照らしAからCに区分し、その双方から施設の負担割合を決定します。

【図2】市場性及び公共性に関する基準

市場性に関する基準

区分	施設の収益性
Ⅰ	収益性がないまたは極めて低く民間での提供が困難
Ⅱ	収益性が低く使用料のみで管理運営が困難
Ⅲ	収益性があり使用料での管理運営が可能

公共性に関する基準

区分	施設の性質
A	民間において提供されているもの
B	公共性があり利用者の利便性が向上するもの
C	公共性が高く市が提供するもの

【図3】分類に応じた負担割合（イメージ図）

高 ↑ (収益性) ↓ 低	Ⅲ	市利 0 : 100	市利 25 : 75	市利 50 : 50
	Ⅱ	市利 25 : 75	市利 50 : 50	市利 75 : 25
	Ⅰ	市利 50 : 50	市利 75 : 25	市利 100 : 0
		A	B	C
		小 ← 公共性 (公的関与の強さ) → 大		

市：市の負担割合
利：利用者の負担割合

(3) 市民負担の急激な上昇を防ぐための方策

全体経費の計算に基づく料金の算定結果をもとに「利用者負担割合」による調整を行い、使用料を算定することとなりますが、見直し額が現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者負担が急激に増大するため、市民生活への影響を考え、これを緩和するため、次のとおり改定する金額については上限を設定します。

ア) 見直し額が現行額の1.5倍を超えるときは、他市の同様のサービスとの均衡を図る場合等を除き、当面、現行額の1.5倍とします。ただし、現行単価が500円未満のもの及び市外料金については適用を除外します。

イ) 他市、民間における類似施設と比較し、大幅な乖離が生じた場合

ウ) 算定した料金と現行料金の乖離幅が±10%の範囲内については、現行の料金に据え置くこととします。

(4) 使用料算定に係る他の調整項目

見直し手順によって算定した結果、次に掲げる要因により調整が必要となる場合には、理由や根拠を明確にすることによって調整を行うものとします。

ア) 施設の性質上、価格差を設定する必要がある場合

【例】子ども、市内外居住者、利用時間帯など

子ども料金については、教育施設等で無料とすべき施設以外は算定額の1/2とし、市外居住者の利用割増は4.0倍までとします。

イ) 団体割引を設ける場合

割引率の上限は25%までとします。

ウ) 営利目的の場合

営利目的の場合の使用料は、5.0倍までとします。

エ) 入場料を徴収する場合

入場料等を徴収する場合の使用料は、10.0倍までとします。

※上記ア)の市外居住者の利用割増及びウ)、エ)については上限設定とし、施設規模により任意に定めることとします。

各施設の負担割合表

高 ↑ 市場性（収益性） ↓ 低	III	市:0%、利:100%	市:25%、利:75%	市:50%、利:50%
		納骨堂 中小企業サポートセンター (セミナールーム) 自転車駐車場		
	II	市:25%、利:75%	市:50%、利:50%	市:75%、利:25%
			大畑山青少年野外活動センター 青少年運動広場 桂公園(野球場) 公園管理事務所 高井公園休養施設 南木の本防災公園 生涯学習センター 文化会館 総合体育館 屋内プール 山本球場 市民運動広場 南木の本防災体育館 志紀テニスコート 小阪合テニスコート	コミュニティセンター 人権コミュニティセンター 市立斎場 リサイクルセンター学習プラザ まちなみセンター しおんじやま古墳学習館 安中新田会所跡旧植田家住宅 歴史民俗資料館 埋蔵文化財調査センター
		市:50%、利:50%	市:75%、利:25%	市:100%、利:0%
				社会福祉会館 老人福祉センター 障害者総合福祉センター 在宅福祉サービスネットワークセンター
I	A	B	C	
		小 ← 公共性 (公的関与の強さ) → 大		

